

協働のまちづくりに関する協定書（案）

中標津町（以下「甲」という。）となかしべつ町民活動ネットワーク（以下「乙」という。）は、次のとおり協働のまちづくりに関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、対話による協働のまちづくりを推進するため、甲及び乙が協力して、町民のまちづくりへの参画に寄与することを目的とする。

（事業の範囲）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事業について連携し、協力するものとする。

- （1） ファシリテーター養成講座に関すること。
- （2） 町民ファシリテーターの運用に関すること。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（協議事項）

第3条 甲及び乙は、前条に規定する事業の具体的な内容、実施方法その他必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、事業を実施する上で知り得た情報について、事前に当該情報の関係する者それぞれの同意を得ずに第三者に提供または漏えいしてはならない。

（期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結日から締結した年の年度末までとする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙いずれからも更新しない旨の申出がないときは、同一条件をもって期間満了の翌日から自動的に1年間更新するものとし、以後も同様とする。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

○年○月○日

甲 標津郡中標津町丸山2丁目22番地
中標津町長 西村 穰

乙 標津郡中標津町東6条南2丁目1
なかしべつ町民活動ネットワーク
代表 本間 玲子